

平成 30(2018)年度第 9 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 31(2019)年 1 月 16 日（水）14 時 00 分 ～ 14 時 16 分

場 所： 板橋校舎 2 号館 2-0221 会議室

構成員数： 8 名（定足数 4 名）

出席者： 7 名（定足数充足）

欠席者： 1 名

議 長： 植村栄治（法務研究科長）

議 案：

議案 1. 2019 年度定例教授会日程（案）について

議長より、資料に基づき、2019 年度定例教授会日程（案）について説明が為された。南隅教務委員会委員長より、日程（案）中「教授会開催の一時間前に同会場で教務委員会を開催する」とあるが、「30 分前」に修正願いたい旨要請された。審議の結果、修正した 2019 年度定例教授会日程（案）について承認された。

議案 2. 法務研究科内委員会内規の改正について

議長より、資料に基づき、法務研究科内委員会内規の改正について、①全委員会の存置期限を「大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）における廃止に至るまでの管理運営体制整備に関する規則」における教授会の存置期限に合わせ、法務研究科の在学生在が全員修了するまでとすること、②総務委員会内規について、第 2 条（組織）について、2019 年度は教員数が半減するため、委員メンバーに規定されている「(3)研究科長が委嘱する若干名の専任教員」を削除することの以上 2 点が改正点である旨説明が為された。審議の結果、内規の改正について承認された。

議案 3. 学校法人大東文化学園内部質保証規程の制定（案）について

議長より、資料に基づき、「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」を廃止し本規程を制定する、学園内の各付設校が教育研究における質保証とその向上に資する活動を継続して推進するために各組織・機関が全学組織と有機的に連携する体制を構築することを主たる目的とする改正（案）である旨説明が為された。審議の結果、学校法人大東文化学園内部質保証規程の制定（案）について承認された。

議案 4. 大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、各学部学科、研究科専攻に設置されているファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する委員会と大学全体として設置している委員会と明確に区別するため、大学全体の委員会を「全学 FD 委員会」とし、規程名称も改正する、加えて「学校法人大東文化学園内部質保証規程」制定により自己点検関連の委員会名称も変更になる旨説明が為された。審議の結果、大東文化大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程の改正（案）について承認された。

報告事項：

1. 2019 年度大学・大学院学年暦について

議長より、資料に基づき、12 月 17 日の大学評議会において 2019 年度大学学年暦が、同日 12 月 17 日の大学院評議会において、2019 年度大学院学年暦が決定した旨報告が為された。法務研究科法務

研究科学年暦と異なるのは、大学及び他研究科は 4/29（月）～5/6（月）を全学休講としているが、法務研究科ではこの期間内の 4/30（火）、5/1（水）、5/2（木）を通常授業日としている、以上の 3 日間の曜日に授業開講はないが、事務室の窓口業務は行う、この他 5/4（土）は元々国民の祝日であるため休日であり、法務研究科でも授業開講日ではない旨説明が為された。

2. その他

(1) 2019 年度大学院研究科委員長会議・大学院評議会開催日程（案）について

議長より、資料に基づき、2019 年度大学院研究科委員長会議・大学院評議会開催日程が確定した旨報告が為された。

予定された議案の審議及び報告の終了後、議長から、次回定例教授会終了後平成 30(2018)年度 FD 委員会を開催する旨連絡が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 14 時 16 分閉会を宣した。

以上